

Title	〔商法三四〇〕 生命保険契約における保険金受取人の変更行為と有限会社法上の利益相反取引 (東京地裁昭和六三年九月二六日)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.2 (1994. 2) ,p.123- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940228-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三四〇〕

生命保険契約における保険金受取人の変更行為と
有限会社法上の利益相反取引

〔判示事項〕

会社が締結した生命保険契約の保険金受取人を会社から取締役に変更する行為については有限会社法三〇条は適用されない。

〔事実〕

織物染色加工工業を営む原告X有限会社は、昭和五十一年七月から八月にかけて、被告Y生命保険会社との間で、被保険者をX会社の代表取締役であるA、保険金受取人をX会社とする三件の本件生命保険契約を締結した（その内訳は、同年七月一日に締結された二口の生命保険契約は、それぞれ保険金額一五〇〇万円と五〇〇万円（ただし、その後それぞれ一六八四万円と五五〇万円に保険金額は増額された）であり、同年八月一日に締結されたものは保険金額八〇〇万円であった）。Aが昭和五十九年七月一日に死亡したので、XはYに対して、昭和六一年七月七日に右保険金額合計一億一九八万円の支払いを請求した

（東京地裁昭和六三年九月二六日
昭和六一年（ワ）第一三三九号保険金請求事件
判時二九九号一四一頁、判タ六九〇号二三三頁）

が、Yは、昭和五十九年六月二九日にX会社代表取締役Aが本件保険契約の受取人をいずれもX会社からX会社の取締役であるBらに変更したということを理由に支払いを拒絶したため、Xが訴えを提起したのが本件である。

Xの請求に対し、Yは、Aが昭和五十九年六月二九日に、Yに対し、保険金受取人をいずれもXから変更し、第一および第二の保険金についてはBおよびCが各五〇%、第三の保険金についてはBおよびDが各三〇%、Eが四〇%の割合で受取人となるものとする意思表示をしたこと、Aが死亡後Bらを債務者とする債権仮差押決定の送達を受けたので、仮差押分を除く保険金五九一八万円をBらに支払い、残金四二八〇万円についてはさらに三件の仮差押および差押決定の送達を受け、仮差押および差押が競合するとして供託したので、これについても弁済供託により免責されたと主張した。

これに対し、Xは、再抗弁として、保険金受取人変更行為はXからBらに対する贈与行為であり、Aが代表取締役としての地位を不当に利用して、保険料を負担していたXの不利益においてBらの利益を図ったものであり、しかもBは保険金受取人変更当時取締役であったので、有限会社法三〇条一項が適用ないし類推適用されるどころ、保険金受取人変更につきXの社員総会の認許がなく、Yは認許のないことにつき悪意であったから、Bへの保険金受取人変更行為は無効である、と主張した。

〔判旨〕 請求棄却。

「有限会社法三〇条は、取締役と会社の利益が相反する取引について、社員総会の認許を要する旨を規定しており、社員総会の認許を得ないでした利益相反取引は、会社と取締役及び右取締役と取引をした悪意の第三者、会社と取締役のために取引をした悪意の第三者との関係では相対的無効となると解するべきである。

……Aが本件保険金の受取人をXからBらに変更した行為は、保険金受取人たる地位の喪失というXの不利益において、取締役であるBに右地位を与えてその利益を図るものであるから、財産の譲渡に類する行為として同条一項前段に規定する利益相反取引に当たるものと解すると、XとBとの間では、その認許についてのXの社員総会の適否によつては、保険金受取人変更行為を無効とする余地がある。しかしながら、右取引に類する関係においてXの相手方となっているのは、新受取人であるB

であつて、保険会社ではない。保険金受取人の変更は、保険会社あるいは新受取人に対する一方的意思表示をもって形成的になされ、そのみで効果を生ずるものであつて、Aの保険会社に対する届出という行為は、保険契約者のなす右の一方的な意思表示であり、保険会社側は、これを受理するについて審査したり、拒否したりする裁量の余地は全くないのであり、右行為によつて保険会社はなんらの経済的利益を得るものでないから、これをXと保険会社の取引行為、あるいはXとの取引行為を前提とするBと保険会社の取引に当たるとするのは相当ではない。従つて、有限会社法三〇条一項前段の規定を適用する余地はない。」

「次に、保険金受取人変更行為が、同条後段の間接取引に類するものと解すべきか否かについて検討すると、前述のとおり、保険金受取人変更行為は、保険会社にとつて、これを審査したり、拒否したりする余地が全くなく、保険契約者の一方的行為によつて効果を生ずるものであること、並びに保険金受取人変更行為によつて保険契約者が保険会社に対し、債務保証や債務引受の場合のように、保険契約で定められている以上の新しい責任やその他の義務を負うものでないことに鑑みれば、保険会社の善意悪意を問題にし、当該行為の効力への影響を論ずべき必要性も合理性もない。従つて、これについて有限会社法三〇条一項後段の規定を適用する余地もない。」

〔研究〕

一 本件生命保険契約は、当初、保険契約者と保険金受取人が同一の有限会社である「自己のためにする生命保険契約」として締結されたものである。近時、企業がこのような生命保険契約を締結することは稀ではなく、特に本件のように、被保険者を会社の代表取締役、保険金受取人を会社とするような保険を「経営者（役員）保険」などと呼んでいる。企業がこうした生命保険に加入するのは、特に中小企業などでは経営者の個人的な経営手腕・資産能力にその信頼の基礎が置かれているため、この有能な経営者を失った場合の経営への影響を最小限度にとどめ、事業の安定を図るためである。被保険者である代表取締役が死亡したときには、保険金受取人である会社に保険金が支払われることとなり、これにより信用の基盤を維持しようとのニーズに答えるものである。

ところが、まさに本件にも現われているように、代表取締役が無断で、保険金受取人を会社から会社以外の者、特に代表取締役の親族などへ変更することが行なわれることが多く、被保険者である代表取締役の死亡後、保険金の帰属が争われるケースが目立ってきている。すなわち、旧保険金受取人である会社が、その変更行為は無効であるとして新保険金受取人に対して保険金の返還を求めたり、保険会社に対して保険金の請求をしたりするのである。

具体的なケースとしては、仙台地判昭和五七年三月一八日（判時一〇六一号九三頁）、名古屋地判昭和五八年九月二六日

（判タ五二五号二八七頁）があり、ともに被保険者である代表取締役が保険金受取人を会社から自分の妻に変更したというものである。前者のケースでは、保険金を受取ったその妻に対する会社からの不当利得返還請求という形で争われ、裁判所は、保険金受取人変更行為を代表権の冒用（濫用の意か？）で無効であるとするとする会社の主張は排斥しながらも、妻の側が会社との関係で受取人変更の有効性を主張するのは著しく信義に反し許されないとした。これに対し、後者のケースでは、旧受取人である会社からの保険会社に対する保険金請求であり、裁判所は、保険金受取人の変更について商法二六五条の適用があることを前提に（明示されていない）、本件では取締役会の承認はなかったが、会社の個人的色彩などからして、保険会社が取締役会の承認の有無を調査しなかったとしても重過失ありということとはできないとして、請求を棄却した。

こうした下級審判例の流れの中で、本判決は、保険金受取人の変更は保険契約者のなす一方的意思表示であり、これにより保険会社は何らの経済的利益をうるものではなく、会社も何らの新たな責任ないし義務を負担するものではないから、保険金受取人の変更には取締役の利益相反に関する有限会社法三〇条一項の適用の余地はないと判示した。判決において示された保険金受取人変更行為の法的性質論や有限会社法三〇条一項の取締役の利益相反取引についての把握は、それぞれ保険法および会社法に関わる重大な問題を提起するものとともに、保

除実務上も受取人変更の際の取締役会議事録あるいは社員総会議事録の提出に関わる問題にも影響を及ぼすこととなる。

二 判旨は、まず、直接取引の問題について、保険金受取人たる地位の喪失というX会社の不利益において、取締役であるBに右地位を与えてその利益を図るものであるから、財産の譲渡に類する行為に該当し、会社と取締役との間では保険金受取人変更行為を無効とする余地がある（有三〇条一項前段の利益相反取引）としつつ、結論としては本条の適用の余地はないとする。きわめて不明確な表現であり、この部分の判旨の表現からすれば、保険金受取人の変更が取締役の利益相反行為に当たるとしたうえで、保険会社との関係においては、保険会社が保険金受取人の地位を取得するわけではないので利益相反取引の問題にはならないとしているようにも読める（甘利公人「判例批評」熊本法学六一号八三頁）。しかし、保険会社が保険金受取人の地位を有しないことはいうまでもないことであろうから、何らかの意味を有するものとしなくてはならない。結局、判旨の冒頭部分の相対無効との関わりからこれを合理的に解釈すると（会社と取締役および右取締役と取引をした悪意の第三者との間では無効）、①保険金受取人の変更は、X会社と取締役との間の直接取引であり、Xと保険会社の取引行為には当たらないから、Xと取締役間なら無効となる余地があるが、そうではないため問題外であり、②保険金受取人変更の通知は、その性質上、Xとの取引行為を前提とするBと保険会社との取引行為

には当たらない、つまり、会社・取締役間の直接取引を前提とした取締役・保険会社間の取引ではない。さらに言えば、保険会社は、会社取締役間の直接取引の第三者ではないから、やはり無効を問われる余地はないとの趣旨と考えるべきである。

次に、判旨は間接取引について検討する。この部分についてはその考え方は明確である。保険金受取人変更行為の法的性質、保険会社および保険契約者に及ぼす経済的効果（保険者は何らの経済的利益を得ないこと、保険契約者は保険契約上新たな責任や負担を負わないこと）を検討した後、間接取引には当たらないとする。

三 保険金受取人変更行為が会社法上の利益相反取引に該当するか否か、あるいは該当するとして直接取引か間接取引かという問題に関しては、若干の学説がこれに触れるだけであるが、前述した名古屋地判昭和五八年九月二六日のように、受取人変更は一方で会社の保険金受給権を喪失させ、他方代表取締役（妻）に財産権を取得させるものであるから、これは会社が保険会社を相手方として行なう、会社と代表取締役の間の利益相反取引であり、間接取引に該当するとの考え方が比較的有力である。そして、本件についての判例批評の多くもこうした方向にある。西川助教教授は、「変更行為の結果、保険契約者Xの保険金受給権の喪失および従来通りの保険料の負担という不利益で、Bは三四九万円を利得している」、¹「保険金の受給権帰属の問題は保険契約者であると同時に保険料を負担する会社の

株主・社員にとつてはいうに及ばず会社債権者にも重大な利害関係があることを考えると、適用否定説の結果的妥当性にも疑問があり、「会社が負担拠出する保険料と対価関係にあると考えられる保険金請求権を会社から取締役取得させ、会社に保険料のみを負担させることになる保険金受取人の指定変更行為は利益相反規制の適用の下で取締役・社員総会のコントロールに服せしめるべきである。違反行為の効力は全ての関係（保険者に対しても）で民法一一三条の類推適用により無効である」（西川昭「判例批評」金融・商事判例八三二号三六頁以下）などとして、利益相反があるとされる。森本教授もまた同様に、「会社はこの契約を締結し保険料を出捐し、他方その契約の経済的効果は取締役が享受する。これは、会社が取締役以外の者との間でなす会社と取締役の利益相反するいわゆる間接取引（ないしそれに準ずる取引）といふことができる」、商法二六五条一項は利益相反「取引」を問題とするが、取引とは契約を意味すると限定的に解する必要はない。……少なくとも商法二六五条に関しては、取引の重要部分の変更として「取引」に準じて処理することが妥当である」、「商法二六五条の立法趣旨を基礎に取締役会の承認（社員総会の認許）が必要かどうか実質的に判断し、これが肯定されるとき同条の類推適用を認めればよいのである」（森本滋「判例批評」私法判例リマックス一九九〇年一九一頁以下）とされる。

これに対し、適用否定説も僅かながら存在する。石井氏は、

「本件事案の利益相反行為については、会社と取締役との間の問題として処理されるべきである。保険会社が取引行為もないのに拘らず、保険契約者たる会社の内部のトラブルというべき利益相反行為に介入して、会社の善処方を図り、救済しなければならぬ理由はない」（石井文邦「判例批評」判例タイムズ七六四号七二頁以下）として、ほぼ本件判旨と同様の理由づけをされる。甘利助教授もまた判旨に賛成される（甘利・前掲判批七九頁以下）。

四 森本教授は、前述のように、「本判決が取り扱う問題はこのような受取人指定変更の意思表示の方法やその法的性質から論理的に結論を導くことは必ずしも適當ではない。商法二六五条の立法趣旨を基礎に取締役会の承認が必要かどうかを実質的に判断し、これが肯定されるとき同条の類推適用を認めればよいのである」（森本・前掲判批一九二頁）と主張される。多くの肯定論の考え方の基礎には、会社と取締役との利益が対立するという実質的關係を重視することがある。

しかし、こうした利益対立が生ずるとの根拠を見てみると、本件事案に現われるように、結局のところ、被保険者たる代表取締役が死亡し、現実には保険金請求権が具体化した後の利益状況をとらえているに過ぎないような気がしてならない。利益相反取引に当たるか否かは結果から判断される事柄ではない。まさに、保険金受取人変更行為がこれに当たるか否か、そしてその前提として保険金受取人の地位こそが問題とされなくてはな

らないのである。そうであるとすれば、検討されるべきは、まず保険金受取人変更行為の法的性質ないしは意義ということになるのではあるまいか。ただ、利益相反規制の適用ある取引とはいかなる取引をいうか、すなわち一般的・抽象的な行為の性質によるか個別的・具体的な行為の内容によるか、という問題意識の相違があり、肯定説の基礎は個別的・具体的に考えるとするため（近時の判例・通説である。最判昭和三八年一月二八日民集一七巻一七号一六六四頁、最判昭和三九年一月二八日民集一八巻一号一八〇頁、最判昭和五〇年一月金融法務七八〇号三三頁など。反対するものとして、倉沢康一郎『会社判例の基礎』一六三頁）、いわば経済的状况に基づき判断されれば足ることとなりこうした結論に至るとも考えられないわけではない。しかし、たとえこのように解しうるとしても、受取人変更行為の法的性質論ぬきにしては解決は得られない。民法の一般取引法とは異質の保険契約法との交錯事例であるからこそ、これが問われなくてはならない。

五 ところで、保険金受取人変更行為は、変更について保険者の同意を要しないという意味で保険契約者の一方的意思表示により権利関係の変動の効果を生ずる単独行為であり、一種の形成権であるとされている（通説である。野津務『新保険契約法論』六五九頁、大森忠夫『保険法』二七九頁、同『保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質』『生命保険契約法の諸問題』七七頁、西島梅治『保険法（第二版）』三六三頁、石田満

『商法Ⅳ（保険法）』二九一頁、山下友信『保険金受取人の指定・変更』ジュリスト七四七号二八二頁など）。形式的根拠として、商法六七七条が保険者への変更の通知を對抗要件としているところから、受取人の変更の効果それ自体は契約者の一方的意思表示によって発生することが予想されているからとする。実質的根拠としては、生命保険契約では何人が受取人に決定されるかにつき重大な利害関係を有する当事者は保険契約者のみであり、保険者はこの点につき特別な利害関係を有さないことを挙げる。また、新受取人に対する関係でも、保険契約者に対するその意思表示をまつて効力を生ずるところの契約たる性質を有しない。新受取人は利益を受けこそすれ、何らの負担もなからであるとする。最高裁判昭和六二年一月二十九日判決（民集四一巻七号一五二七頁）も同旨であり、本件判旨もこれを踏襲している。

そして、受取人変更行為が取締役の自己取引に該当するか否かに関して、学説の多くは、商法に定められているように、会社による取締役の債務免除のような単独行為も承認を要する取引に含まれるから、利益相反「取引」といっても取引に限られることはなく、単独行為たる受取人変更行為も含まれるとしてよいとする（間接取引に該当すると考えるものとして、石田満・法学教室八二号一〇頁、中西正明・商事法務一〇八五号九八頁）。

問題は、保険金受取人変更行為の効果として、受取人はいか

なる法的地位にあるかということである。もし、受取人変更行為が有効であるならば、本件保険契約の法的性質は、自己のためにする生命保険契約から他人のためにする生命保険契約へと変更されることとなる。商法は、保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受するものとしている（商六七五条一項）が、これは、他人のためにする生命保険契約においては、民法の定める第三者のためにする契約一般と異なり、受益者としての保険金受取人の受益の意思表示（民五三七条二項）を要しないということを意味する。では、保険金受取人はいつから当然に保険契約に基づく権利を取得することになるのだろうか。商法は明確な規定を置いていない。保険契約者が指定変更権を留保していない場合についてみると、指定ないしは変更と同時に（条件付きの）保険金請求権を取得することになるといふことにはほぼ異論はない（大森・前掲書二七九頁）。これに対して、指定変更権が留保されている場合には、保険契約者はいつでも保険金受取人の指定を変更できるから、保険金受取人の地位は非常に不安定なものである。現行の約款では受取人の指定変更権を留保することが原則となっており（石田・前掲書二八七頁）、本件契約もまたこのようなものと考えられる。とすると、変更権が留保されている場合には、保険金受取人は何を有することとなるのだろうか。

まず、他人のためにする生命保険契約の性質が問題となる。通説は、民法のいわゆる「第三者のためにする契約」の一種と

把握する（大森忠夫「保険金受取人の法的地位」『生命保険契約法の諸問題』一頁以下、山下・前掲論文二七九頁）。民法五三七条一項により、保険者に対して直接にその給付を請求する権利を有するのであり、しかも商法六七五条一項により、その権利を当然に（受益の意思表示をせずに）取得する。すなわち、第三者たる保険金受取人は、保険者に対して直接に保険金請求権を取得し、保険金受取人は自己固有の権利を取得するとする。言葉の問題として、これが第三者のためにする契約の一種であるとすることは可能である。「他人のため」という文言が代理の意味ではないということでは同一だからである。しかし、根本的に異なるのは、民法の第三者のためにする契約にあっては、受益者が誰かということもまた契約の要素的内容であって、契約の当事者の合意により定められるものであるのに対して、他人のためにする生命保険契約にあっては、誰を受益者とするかという点に利害関係を有するのは保険契約者のみであるから、受益者が誰であるかは契約の要素的内容とはならず、それゆえ民法の第三者のためにする契約の一種ではありえないという点である（水口吉蔵「生命保険契約後の受取人の指定と変更」法律論叢二〇巻三号五頁以下、倉沢康一郎「保険金受取人の変更」文研論集八七号一四頁、拙稿「他人のためにする保険契約」法研六十六卷十二号九一頁）。したがって、受取人の指定・変更権が留保されている場合の他人のためにする生命保険契約の法的構造とは、保険金受取人に期待的利益を与えるという点で特

殊性は持つけれど、本質的には保険契約者の自己のためにする契約と把握することが適當である。

この問題は、保険契約の本質に関わる。多くの考えは先にも述べたように、保険料の対価をもって保険金ととらえているように思われてならない。正当に保険料と危険負担との間に対価性を認めてくる限り（倉沢康一郎『保険法通論』三一頁）、変更権が留保されている場合の保険金受取人の地位などというのは、条件付き権利にまでも至っているといった性質のもではなく、被保険者の死亡前には何らの権利を取得せず、被保険者の死亡と同時に初めて権利を取得することになると見るのが正当である。したがって、それ以前の段階における保険金受取人は単なる事実上の期待を有する者と把握すれば十分である。そして、それこそが現行保険法上の保険金受取人に関わる法制の理解に最も適合する見方といえる。

六 このように理解すると、保険金受取人の指定・変更権が留保された他人のためにする保険契約では、契約の効果たる契約上の権利と呼ばれるものは保険契約者以外には帰属することがありえないことになる（倉沢・前掲論文一六頁）。それゆえ、保険金受取人が会社から取締役へと変更されたとしても、法的に保護されるような利益という問題が出てくるかは大いに疑問だということにならざるを得ない（但し、この点は、いわゆる「掛け捨て」の保険であるか否かにも関わりを有するのかもしれない。疑問を提起するにとどめる）。すなわち、かりに

受取人に利益が生ずるとしても、保険契約者であり旧受取人である会社には、変更権が行使されることそれ自体によって利益になるとは考えられない。本件判旨も含めてほとんど学説が会社の不利益において取締役が利得すると考えてくるのは、こうした保険契約法の基本からすれば納得しえない。

保険金受取人変更行為は、保険法からすれば、その行為の一般的・抽象的性質からして、それ自体何ら旧受取人と新受取人の間に法的保護を受けるような利害の対立はありえない。保険契約者はさらに自由に再び保険金受取人を変更しうるからである。そしてまた、個別・具体的に行為の内容を考えたとしても、保険金請求権の性質からすれば、被保険者の死亡により新受取人へとかかる権利が発生したという後の事情から判断して初めて、利害の対立が発生するというものであるから、これもまた、商法が考えるような利益相反取引として、社員総会の認許なり取締役会の承認を要する取引に含めることはできない（あるいは、この種の保険契約においても受取人の指定・変更権が留保されるという原則自体に大きな問題があるとも思われる）。

七 本件は、Xの再抗弁が、有限会社法三〇条の適用を前提に、Yの悪意を理由とする変更行為の無効の主張という構成をとったことに対応して判断されたものである。保険会社の利害などを中心に論旨が進められたのはそのためであろう。ただ、それゆえ、冒頭にも述べたようにかならずしも明確でない叙述になったとも考えられる。そして、結論的にも、森本教授が指摘さ

れるように、何か形式論にこだわったようにさえも見えてしまうのである。これも結局は変更行為が基本的に利益相反取引に該当するとの態度からでてきたものであろう。受取人変更行為が右に述べてきたような性質を有するものである以上、元来、利益相反取引に該当するものではない。保険法上は、新旧受取人の間に利害の対立はありえない。後は、会社代表者の代表行

〔最高裁民訴事例研究 三〇八〕

平五一（最高民集四七巻一
号三四四頁）

特定の債務の弁済に充てる約定で借り入れた金員による当該債務の弁済が破産法七二条一号による否認の対象とならないとされた事例

否認権行使請求事件（平成五年一月二五日第二小法廷判決）

A会社は京都の地場証券会社であるが、昭和五〇年頃から経営が悪化した。Aは増資を行ったり、歩合外務員を採用して信用取りきを増大させることで経営の立て直しをはかろうとしたが、これが裏目に出て多額の不良立替金が発生していた。

一方Y会社は、旧国鉄などが出資して、国鉄京都駅ステーションビル地下商店街の建設、運営を目的として設立された会社である。

為として、かかる保険金受取人変更行為が、適法な会社の意思の形成とその対外的表示といえるかの問題が残るのみである。そして、その意味で言うと、前述した仙台地判昭和五七年における当事者の主張のように、代表権の濫用があるか否かという方向で問題を解決することが望ましいといえよう。

宮島 司

テナントから受け入れた入店保証金を一時的に運用するため、昭和五五年四月一日、A会社と国債の現先取引契約を締結した。本件現先取引契約の内容は、昭和五五年四月一日にYがAから国債を五億二六二〇万円で買い受けて、昭和五五年六月三〇日にAに五億三九八四万四八〇〇円で売り戻すというものである。ただし、売戻期日前でもAに資金がで次第、売戻しをすることになっていた。Aはこの契約によりYに対して受戻代金支払債務を負担した。

AはYに対して国債の買付報告書、買付計算書および預かり証を交付したが、現実にはAは代金を会社の運転資金に使ってしまい、国債の買付けはまったく行なわなかった。

昭和五五年一月二一日からの大蔵省近畿財務局による一般検査および同年三月五日からの特別検査の結果、Aには昭和五五年三月三一日の時点で、少なくとも九億六九〇〇万円の債務超過があることが判明した。そこで大蔵省は社団法人日本証券業協会に対して、A